

昭和三十九年法律第六十八号

河川法施行法 抄

目次

- 第一章 経過措置(第一条―第二十三条)
- 第二章 関係法律の一部改正(第二十四条―第五十六条)

附則

第一章 経過措置

(旧法の廃止)

第一条 河川法(明治二十九年法律第七十一号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(河川指定の経過措置)

第二条 河川法(昭和三十九年法律第六十七号。以下「新法」という。)の施行の際現に存する旧法第一条の河川、同法第四条第一項の支川若しくは派川又は同法第五条の規定により同法が準用される河川、水流若しくは水面は、一級河川に指定されるものを除き、二級河川となる。

(河川区域の経過措置)

第三条 新法の施行の際現に存する旧法の規定による河川の区域のうち、新法第六条第一項第一号又は第二号の区域でない区域については、政令で定める日までは、当該期間内に廃川敷地等(新法第九十一条第一項に規定する廃川敷地等をいう。以下同じ。)となつたものの区域を除き、新法の規定による河川区域とみなす。(旧法による河川敷地等の帰属)

第四条

新法の施行の際現に存する旧法第一条の河川若しくは同法第四条第一項の支川若しくは派川の敷地又は同法第二項の附属物若しくはその敷地(以下「旧法による河川敷地等」という。)で、同法第三条の規定により私権の目的となることを得ないものとされているものは、国に帰属する。

(一級河川の改良工事に要する費用の特則)

第五条 平成五年三月三十一日までに施行される一級河川の改良工事のうち、ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事に要する費用については、新法第六十条の規定の適用については、同法第一項中「三分の一」とあるのは「四分の一」と、同法第二項後段中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。同日の属する年度以前の年度の予算に係る一級河川の改良工事のうち、ダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事で、その工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が翌年度以降に繰り越

されたものに要する費用についても、同様とする。

(旧法による下級行政庁の工事等の経過措置)

第十条 新法の施行の際現に旧法第九条(河川法準用令において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令により下級行政庁が施行中の河川に関する工事がある場合においては、当該下級行政庁は、新法第九条又は第十条の規定にかかわらず、当該工事を行なうものとする。

2

前項の工事に要する費用については、旧法第二十九条(河川法準用令において準用する場合を含む。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「地方行政庁」とあるのは、「河川管理者」とする。

(経費の金額が繰り越された工事に要する費用についての国及び都道府県の負担割合の経過措置)

第十一条 第六条及び第七条に規定するもののほか、昭和三十九年度以前の年度の予算に係る河川に関する工事でその工事又はその工事に係る負担金若しくは補助金に係る経費の金額が昭和四十年年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び都道府県の負担割合は、なお従前の例による。

(操作規程の経過措置)

第十二条 新法の施行の際現に河川堰堤規則(昭和十年内務省令第三十六号)第十三条の規定により都道府県知事に届け出ている堰堤操作に関する規程は、新法第四十七条第一項の規定による河川管理者の承認を受けて定めた操作規程とみなす。

(河川保全区域の経過措置)

第十三条 新法の施行の際現に存する旧法の規定による河川附近の土地の区域は、新法の規定による河川区域となるものを除き、新法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定があつたものとみなす。

(河川予定地の経過措置)

第十四条 新法の施行の際現に存する旧法の規定による河川となるべき区域内の土地は、新法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定があつたものとみなす。

(旧法による負担金等の経過措置)

第十五条 新法の施行前に旧法の規定によりした河川に関する工事は維持に係る旧法第二十九条から第三十四条まで(河川法準用令においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による負担金又は旧法第三十七条(河川法準用令において準用する場合を含む。)の規定による賦課金の徴収及び帰属については、なお従前の例による。

(旧法による処分に係る損失の補償に関する経過措置)

第十六条 新法の施行前に旧法第二十三条第一項、第三十八条若しくは第三十九条第一項若しくは第二項(河川法準用令においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定又は河川予定地制限令(明治三十年勅令第三百七十七号)若しくは河川附近地制限令(明治三十三年勅令第三百号)の規定によりした処分に係る損失の補償に関しては、なお従前の例による。

(旧法により公用を廃止した河川敷地等の処分の経過措置)

第十七条 新法の施行前に旧法の規定により公用を廃止した旧法による河川敷地等の処分に関しては、なお従前の例による。

(廃川敷地等の処分の特則)

第十八条 第四条の規定により国に帰属した旧法による河川敷地等が廃川敷地等となつたものについては、旧法第四十四条ただし書の規定は、なおその効力を有する。

(河川敷地等の占用の特則)

第十九条 第四条の規定により国に帰属した旧法による河川敷地等の占用に関しては、河川法施行規程(明治二十九年勅令第二百三十六号)第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、「一級河川」については、「国土交通大臣」又は「国」とする。

(処分、手続等の経過措置)

第二十条 第三条及び第十二条から第十六条まで(規定する場合を除く)に、新法の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分(河川法施行規程第十一条第一項の規定により、旧法又はこれに基づく命令の規定による許可を受けたもの)とみなされるものを含む。)、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合において、新法の規定によつてしたものとする。

ただし、旧法の規定による許可に附した条件で新法第九十条第二項の規定に違反するものは、違反する限度において効力を失うものとする。

2 新法第八十八条の規定は、前項の規定により新法第二十三条から第二十七条までの許可を受けたものとみなされる者で政令で定めるものについて準用する。

(罰則の経過措置)

第二十一条 新法の施行前にした旧法又はこれに基づく命令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(新法の施行のため必要な準備行為)

第二十二条 新法を施行するため必要な一級河川、一級河川の指定区間又は二級河川の指定その他の準備行為は、新法の施行前においても行なうことができる。

(政令への委任)

第二十三条 この法律に定めるものを除くほか、新法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則

- この法律は、新法の施行の日(昭和四十年四月一日)から施行する。ただし、第二十二條及び第二十五條の規定は、公布の日から施行する。
- 第五条の規定の昭和六十年度における適用については、同条中「新法第六十条」とあるのは「新法附則第二項の規定により読み替えられた新法第六十条」と、「三分の四」と、「四分の一」とあるのは「三分の四」と、「四分の二」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の三」とあるのは「十分の六」とする。ただし、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について平成三年度及び平成四年度において同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。
- 第五条の規定の昭和六十一年度、平成三年度及び平成四年度における適用については、同条中「新法第六十条」とあるのは「新法附則第三項の規定により読み替えられた新法第六十条」と、「三分の一」とあるのは「十分の四」と、「四分の一」とあるのは「十分の五・五」と、「四分の二」とあるのは「十分の六」とする。
- 第五条の規定の昭和六十二年度から平成二年度までの各年度における適用については、同条中「新法第六十条」とあるのは「新法附則第四項の規定により読み替えられた新法第六十条」と

と、「三分の一」とあるのは「十分の四・五(再度災害を防止するために施行する改良工事であつて附則第四項ただし書の緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の四)」と、「四分の一」とあるのは「十分の四(再度災害を防止するために施行する改良工事であつて附則第四項ただし書の緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その三分の一)」と、「三分の一」とあるのは「十分の五・二五(再度災害を防止するために施行する改良工事であつて附則第四項ただし書の緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の五・五)」と、「四分の三」とあるのは「十分の五・七五(再度災害を防止するために施行する改良工事に係るもの以外のものに要する費用にあつては、その十分の六)」とする。ただし、堤防の欠陥等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事について同条の規定を適用する場合においては、この限りでない。

附 則 (昭和四五年三月三十一日法律第一号)
 1 この法律は、昭和四十五年四月一日から施行する。
 2 昭和四十四年度以前の年度の予算に係る一級河川の改良工事のうち、ダムに関する工事及びこの法律による改正後の河川法施行法第五条の政令で定める大規模な工事以外の工事で、その工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が昭和四十五年以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び都道府県の負担割合は、なお従前の例による。

附 則 (昭和六〇年五月一日法律第三七号) 抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 この法律は、公布の日から施行する。
 3 この法律は、公布の日から施行する。
 4 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年五月八日法律第四六号) 抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 この法律は、公布の日から施行する。
 3 この法律は、公布の日から施行する。
 4 この法律は、公布の日から施行する。

あつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年度。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)
 又は補助(昭和六十年以前年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以前年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以前年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以前年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)

附 則 (昭和六二年三月三十一日法律第一号) 抄
 1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
 2 この法律は、公布の日から施行する。
 3 この法律は、公布の日から施行する。
 4 この法律は、公布の日から施行する。

並びに昭和六十二年及び昭和六十三年の歳出予算に係る国等の負担で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国等の負担及び昭和六十一年度以前年度の歳出予算に係る国等の負担で昭和六十二年以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年四月一〇日法律第二二号) 抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 この法律は、公布の日から施行する。
 3 この法律は、公布の日から施行する。
 4 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日法律第一五号) 抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 この法律は、公布の日から施行する。
 3 この法律は、公布の日から施行する。
 4 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。
 2 この法律(第十一条及び第十九条の規定を除く。)による改正後の法律の平成三年度及び平成四年の特別に係る規定並びに平成三年度の特別に係る規定は、平成三年度及び平成四年(平成三年度の特別に係るものにあつては平成三年度とする。以下この項において同じ。)の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同じ。)
 又は補助(平成二年度以前年度における事務又は事業の実施により平成二年度以前年度に支出される国の負担及び平成二年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成二年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)並びに平成二年度から平成三年度までの各年度における事務又は事業の実施により平成二年度以前年度に支出される国の負担又は補助及び平成二年度以前年度の国庫債務負担行為に基づき平成二年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)

附 則 (平成五年三月三十一日法律第八号) 抄
 1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。
 2 この法律は、公布の日から施行する。
 3 この法律は、公布の日から施行する。
 4 この法律は、公布の日から施行する。

為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国の負担、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日